

# 音更町放課後子ども教室への参加について

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての特別な措置として、活動が3密にならないよう各学校でおおむね60人を限度とする定員を設けています。

## 1 活動目的

放課後に小学校の体育館等を活用し、地域の方や関係機関等の参画を得て、学習や軽スポーツ、文化活動など、児童と地域住民が交流しながら、児童の自主性や社会性、創造性等を養うための安全・安心な「子どもの居場所づくり」を目的とします。

## 2 活動場所

通常は各小学校の体育館で活動しますが、使用できない場合には学校内の特別教室等に変更することがあります。

## 3 活動日時（学校により日時が異なります）※

(1) 4月～10月の平日 14:00または14:30～16:00

(2) 11月～3月の平日 14:00または14:30～15:30

※活動日は別紙予定表を参照ください。

活動日時は学校行事等で変更になる場合があります。また、新型コロナウイルス感染防止対策等のため、登録者に連絡のうえ活動を休止することがあります。

## 4 参加対象者

小学1年生から6年生までの全児童が対象です。

## 5 申込み手続き等

(1) 「音更町放課後子ども教室登録申込書」により、各小学校、又は直接教育委員会へ提出してください。なお、活動人数に余裕がある場合は年度途中での申込み受け付けます。（新型コロナウイルス感染防止対策のため、安全に活動できるとみられる人数を超過した場合には、追加募集を停止することがありますので、担当窓口までお問い合わせください。）

(2) 登録料（参加料）は無料です。ただし、必要に応じて教材費等の実費相当分を負担していただくことがあります。

(3) 登録時には万一の事故や怪我などのために「スポーツ安全保険（傷害賠償責任保険）」に加入（音更町教育委員会が保険掛金を全額負担）します。このため、申込みがあっても登録が完了するまでは活動に参加できません。

## 6 活動内容等

- (1) 企画講座（全体ゲーム・工作等）や自由活動（軽スポーツ、玩具等による遊戯、自主学習※等）を実施します。※学校教育を補完する学習指導等はありません
- (2) 音更町放課後子ども教室（以下「教室」という。）のほかに学校で活動している少年団活動等とは、活動時間を守り相互の活動を妨げないものとします。
- (3) 新1年生はおおむね6月の教室開催日から参加となります。
- (4) 学校を欠席または早退した場合（体調不良等）には活動に参加できません。
- (5) 教室開催日は概ね1週間前に、保護者様へ直接ハガキ等でお知らせします。

## 7 ボランティア等

- (1) 児童の健全育成に理解ある地域の方が、コーディネーター（放課後子ども教室の企画、立案、運営、管理に携わる人）、安全管理員（子どもの安心・安全な居場所づくりに携わる人）（以下「ボランティア等」という。）となり、放課後子ども教室を運営します。ただし、ボランティア等の確保が困難なときは、教育委員会の職員が運営します。
- (2) ボランティア等の登録申込みをしていただいた方には、教育委員会が主催する研修を受講していただきます。
- (3) 当面、コーディネーターは置かず教育委員会が運営を行います。安全管理員には、ボランティアとして薄謝でございますが北海道における1時間当りの最低賃金額（現在は861円）で実活動時間分を謝礼として教育委員会から支給します。

## 8 活動方法等

- (1) 児童は授業（帰りの会や掃除含む）が終わった後、かばん等を持って活動場所へ移動し、荷物を所定の場所に置いてから活動します。活動終了後は児童玄関から退出となりますが、活動中は校舎内での移動はできません。
- (2) 教室終了後は、児童と保護者が決めた方法により下校するよう児童に必ずお伝えください。

## 9 安全管理等

- (1) 放課後子ども教室は学校下校後の扱いとなり、運営及び安全管理に関する責任は音更町教育委員会にあります。
- (2) 安全管理と居場所確認のため、開始時には必ず出欠確認をしますので、教室を欠席する場合には、児童が下校前に体育館の指導員へ直接報告するか、保護者様から事前連絡をお願いします。なお、病気などで学校を休む場合にも学校のほか、必ず教育委員会までご連絡下さい。なお、無連絡で欠席した場合には第1連絡先へ照会することがあります。

- (2) 学童保育所を利用している児童が教室に参加するときは、教室での活動後に帰宅するか学童保育所へ行く旨を学童保育所へお伝えください。
- (3) 運営にあたっては十分事故等に注意いたしますが、不測の事態により活動中に事故等が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、保護者に事故の発生と内容を連絡いたします。その場合には登録時に加入した児童等傷害賠償責任保険に係る必要な事務手続きを教育委員会が行います。
- (4) 保護者は児童の健康状態に十分注意を払い、体調に少しでも不安のあるときは、教室への参加を見合わせてください。また、活動中の体調不良又は緊急災害時や荒天時は、教室終了前でも保護者様に連絡して迎えに来てもらうなど対応していただく場合があります。
- (5) 教室での活動後、発熱等児童の体調不良にお気づきのときは、下記担当へお知らせください。

## 10 連絡や問合せについて

- (1) 子ども教室に関しての欠席連絡やお問い合わせ等は、各学校ではなく下記担当窓口までお願いします。

## 11 その他（新型コロナウイルス感染防止対策について）

現在、新型コロナウイルス感染防止対策に係る「新しい生活様式」に基づいて活動を行っており、検温や手指消毒及び用具消毒の徹底を行っているほか、活動内容についても3密を避けるなど基準に基づいた制限を設けています。

今後も最新の基準にて対応しますので、活動内容の変更をすることがあります。

「放課後子ども教室 担当窓口」

音更町教育委員会 生涯学習課青少年係

電話 42-2111（内線 775） FAX 42-5855）

メール [shougaigakusy@town.otofuke.hokkaido.jp](mailto:shougaigakusy@town.otofuke.hokkaido.jp)